

「余市町自治基本条例」を学ぼう！ 第4回

4月1日より施行された「余市町自治基本条例」ですが、最終回となる今回は「連携」と「見直し」について紹介します。



Q わたしたちだけでまちづくりに取り組んでいくの？

A まちづくりを進めていく中で、広域的に取り組んで進めるべき課題もあります。そのため、国や北海道、他の地方公共団体や関係機関などと連携・協力し、それらの課題に取り組んでいきます。

また、福島県会津若松市や奈良県五條市などの交流都市等とあらゆる分野での交流および連携を図り、地域社会の発展を進めていきます。

※条例より抜粋

(国及び北海道との連携協力)

第31条 町は、地方自治の本旨を踏まえ、それぞれの適切な役割分担のもと、国及び北海道と連携協力します。

(他の地方公共団体等との連携協力)

第32条 町は、近隣市町村その他の地方公共団体及び関係機関と積極的な情報交換及び相互理解を図り、連携協力して広域的な共通課題の解決及びまちづくりに取り組みます。

(国際交流及び地域間連携)

第34条 略

2 町民及び町は、交流都市等と教育、文化、産業、観光などの交流及び連携を図り、地域社会の発展を進めます。



Q この条例は一度作っておしまいなの？

A 皆さんを取り巻く社会情勢は、常に変化をしていきます。そのため、本町のまちづくりを進めていくうえで、この条例が本町にふさわしいものであるか、適切な時期に検討し、必要に応じて、見直しをします。なお、検討に当たっては、「余市町民自治推進委員会」を設置し、必要な意見を聞くこととしています。

※条例より抜粋

(条例の見直し)

第36条 町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が余市町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討します。

2 町長は、前項の規定による検討に当たっては、次条に定める委員会に必要な意見を求めるものとします。

3 (略)

(町民自治推進委員会)

第37条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、余市町民自治推進委員会（以下「町民委員会」といいます。）を設置します

2 町民委員会は、町長の諮問に応じるほか、この条例の基本的事項について意見を述べることができます

3 (略)



「余市町自治基本条例」を学ぼう！と題し、4回連続のシリーズは終了いたしますが、今後も随時掲載する予定です。

また、ホームページでは、**条例の全文**や、**これまでの取り組み、自治基本条例の詳しい解説**などをご紹介しますので、ご覧ください。

お読みいただき、ありがとうございました。